

井原市体験・滞在型観光商品開発等支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内への観光客の誘致及び滞在時間の拡大並びに観光消費額の増加を図るため、本市の食、自然、景観、歴史、文化、人とのふれあい等地域資源の魅力に着目した体験・滞在型の観光商品（以下「観光商品」という。）の開発及びプロモーションに取り組む者に対して、予算の範囲内において井原市体験・滞在型観光商品開発等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、井原市補助金交付規程（昭和34年井原市規程第1号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に活動拠点を持つ法人、団体及び個人事業主とする。ただし、団体にあつては、法人格の有無は問わないものとする。

2 前項に規定する者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象者から除くものとする。

- (1) 市税に滞納があるとき。
- (2) 政治活動及び宗教活動を行うことを目的とするとき。
- (3) 井原市暴力団排除条例（平成23年井原市条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等であるとき。
- (4) その他市長が適当でないと認めるとき。

(補助対象事業及び補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 観光商品の新規開発に係る事業
- (2) 新規開発又は既存の観光商品を周知するための広報及び販路拡大に係る事業
- (3) その他市長が適当と認める事業

2 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前項各号に掲げる事業に係る経費のうち、別表に掲げるものとする。

(補助金額等)

第4条 補助金額は、前条に規定する補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内とし、1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金額は、1事業につき200,000円を限度とし、予算の範囲内において決定する。

3 補助金の申請は、1事業につき1回限りとする。

(交付申請)

第5条 補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、井原市体験・滞在型観光商品開発等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類
(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、内容を審査し、交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付を決定したときは、井原市体験・滞在型観光商品開発等支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）を、不交付を決定したときは、井原市体験・滞在型観光商品開発等支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）をそれぞれ申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第7条 前条第2項の規定による交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ井原市体験・滞在型観光商品開発等支援事業補助金事業変更承認申請書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、事業計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わない変更のときは、この限りでない。

- (1) 変更事業計画書
- (2) 変更収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の承認に際し、必要に応じて条件を付し、又は当該条件を変更することができる。

（変更承認）

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、井原市体験・滞在型観光商品開発等支援事業補助金変更承認（不承認）通知書（様式第5号）により補助事業者には通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、井原市体験・滞在型観光商品開発等支援事業補助金事業中止（廃止）報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業完了後、速やかに井原市体験・滞在型観光商品開発等支援事業補助金実績報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 事業の完了が確認できる書類（写真等）
- (4) 領収証の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、内容を審査するとともに、必要に応じ現地調査等を行い、適当と認めるときは、補助金額を確定し、井原市体験・滞在型観光商品開発等支援事業補助金額確定通知書（様式第8号）により、補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助事業者は、前条の通知を受けたときは、井原市体験・滞在型観光商品開発等支援事業補助金請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条の請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定に付した条件に違反したとき。
- (3) その他この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、井原市体験・滞在型観光商品開発等支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により、補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助事業者へ当該取消しに係る補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(検査)

第16条 補助事業者は、市長が補助事業の運営及び経理等の状況について検査を求めた場合又は補助事業について報告を求めた場合は、これに応じなければならない。

(補助金の経理等)

第17条 補助事業者は、補助金に係る経理について他の経理と明確に区分した帳簿を備え、その収支の状況を明らかにしておかななければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び補助金に係る証拠書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかななければならない。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。